



埼玉県報

第 556 号
令和 6 年(2024 年)
10 月 8 日
火曜日

目 次

告示

- 文書管理システムデータ抽出業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム戦略課)
- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の変更に関する告示(税務課)
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告(共助社会づくり課)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 熊谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 熊谷都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 熊谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 熊谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 熊谷都市計画土地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 監査結果の公表(監査第一課)

告 示

埼玉県告示第千百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

文書管理システムデータ抽出業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和 6 年 9 月 20 日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号

5 契約金額

36,850,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当

埼玉県告示第千百十三号

告 示

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により指定した個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体から、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の四第一項の規定に基づく届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

届出の内容

法人又は団体の名称	変更事項
学校法人日本工業大学	主たる事務所の所在地
学校法人藤天使学園	変更前
学校法人藤学園	変更後

告 示

埼玉県告示第千百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 名称

N P O 法人 T S U B A S A

二 代表者の氏名

松本 壮志

三 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号

四 更新後の認定の有効期間

令和六年十二月十九日から令和十一年十二月十八日まで

埼玉県告示第千百十五号

告 示

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年十月八日

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県所沢市大字新郷二〇四番一六

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千百十六号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
三芳町
- 二 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業地域
三芳町全域（十五・三三平方キロメートル）
- 四 作業期間
令和六年十月一日から令和七年三月六日まで

告 示

埼玉県告示第千百十七号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域（十五・九五平方キロメートル）

四 作業期間

令和六年十月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百十八号

測量計画機関である志木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
志木市
- 二 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業地域
志木市全域（九・〇五平方キロメートル）
- 四 作業期間
令和六年十月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百十九号

測量計画機関である埼玉県都市計画課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

埼玉県都市計画課

二 作業種類

公共測量（三〇都市モデル作成）

三 作業地域

熊谷市、川口市、所沢市、本庄市、鴻巣市、蕨市、志木市、新座市、富士見市、三郷市、幸手市、鶴ヶ島市、伊奈町、三芳町、上里町

四 作業期間

令和六年九月九日から令和七年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量三点）

三 作業地域

埼玉県日高市下高萩新田地内外

四 作業期間

令和六年六月二十七日から令和七年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十一号

測量計画機関である埼玉県春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
埼玉県春日部農林振興センター
- 二 作業種類
公共測量（農地防災事業路線測量）
- 三 作業地域
吉川市大字南広島地内
- 四 作業期間
令和六年九月十三日から令和七年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十二号

測量計画機関である越生町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

越生町

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

入間郡越生町の一部

四 作業期間

令和六年八月二十九日から令和七年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十三号

測量計画機関であるさいたま地方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
さいたま地方法務局
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業地域
狭山市入間川四丁目の一部
- 四 作業期間
令和六年十月一日から令和七年一月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十四号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
三郷市
- 二 作業種類
デジタル空中写真撮影
- 三 作業地域
埼玉県三郷市全域
- 四 作業期間
令和六年十月一日から令和七年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

測量計画機関である独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

埼玉県行田市地内

四 作業期間

令和六年八月二十三日から令和七年一月十日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

熊谷市から熊谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千百二十七号

熊谷市から熊谷都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に
おいて縦覧に供する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第千百二十八号

告 示

熊谷市から熊谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第千百二十九号

熊谷市から熊谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第千百三十号

告 示

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により熊谷市から熊谷都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年十月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和六年八月二十九日

指令川建セ第〇五〇一五一号

二 検査済証番号

令和六年十月二日

川建セ第〇六〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千二百八十番一外七筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡神川町熊野堂六十七番地の三

株式会社馬場倉庫 代表取締役 馬場 晶久

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和六年十月八日

埼玉県監査委員 間嶋順一
埼玉県監査委員 小笠原薰子
埼玉県監査委員 立石泰子
埼玉県監査委員 日下部伸三
埼玉県監査委員 三広

令和6年度第1回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和5年度、令和6年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

本庁 190 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和6年4月16日～令和6年7月30日

3 監査の着眼点

- 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

（1）指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

- 事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
 - イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 注意事項 10件 (8機関)

番号	部局	機関	概要
1	県民生活部 防犯・交通安全課		令和5年度に長期継続契約で締結した「埼玉県体験型交通安全教育機器導入及び賃貸借契約」について、次の点で不適切であった。 1 財務規則第104条の5の伺書により、必要な決裁を受けずに長期継続契約として締結した。 2 契約内容が賃貸借（リース）契約であるにもかかわらず、委託料で支出した。 3 副部長が作成すべき予定価格調書を防犯・交通安全課長が作成した。
2	環境部 環境政策課		令和5年度に締結した「環境SDGs取組企業等支援業務委託」について、見積書の内容を十分精査しないまま、契約内容と相違した積算による見積金額をもって契約を締結し、過支出していたことは不適切であった。
3	環境部 みどり自然課		令和5年度に締結した「自然再生区域緑地保全支援事業くぬぎ山地区・用地測量業務委託1」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれるにもかかわらず、当該契約の個人情報取扱特記事項で定められている誓約書の写しを受注者から提出させていなかったことは不適切であった。
4	福祉部 福祉政策課		令和5年度に締結した「埼玉県総合リハビリテーションセンター経営コンサルティング業務委託契約」について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ副部長が決裁していたことは不適切であった。
5	都市整備部 住宅課		県営住宅目的外使用料(新型コロナウイルス一時使用)の令和5年度債権管理簿に多数の督促状発行の記載漏れがあったことは事務処理として不適切であった。
6	都市整備部 公園スタジアム課		令和4年度に締結した「所沢航空発祥記念館基本設計業務委託」の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が副部長のところ課長が決裁していたことは、不適切であった。
7	都市整備部 公園スタジアム課		令和5年度に締結した「公園等建設工事（大宮公園舟遊池自然再生検証等支援業務）」について、契約書に契約保証金の納付を規定していたにもかかわらず、納付させなかつたことは、不適切であった。
8	会計管理者 出納総務課		令和5年度に締結した「収入証紙廃止に伴うコンビニエンスストア収納代行業務委託」について、契約書に記

			載の契約金額（単価表）に消費税に係る記載がなかったことは不適切であった。
9	議会事務局	総務課	令和4年度に債務負担行為として締結した「第6次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務委託」について、契約書に定める「システム構築完了報告書」の提出を受けておらず、検査調書も作成していないかったことは不適切であった。
10	議会事務局	総務課	令和5年度に長期継続契約で締結した「埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務委託契約書」について、契約書に、各会計年度における支払予定額の未記載及び翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。

＜参考：注意事項＞

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

（3）監査結果の報告に添える意見 1件（1機関）

番号	部局	機関	意 見 内 容
1	教育委員会	人権教育課	<p>【事業目的の達成に向けた委託内容の見直しについて】</p> <p>令和5年度の「L G B T Qに係る学校支援」実施業務委託について、委託契約の仕様では、県が県立学校から本事業への申込みを受け、受託者は県からの依頼に基づき申込みのあった学校に対し専門員の派遣若しくはオンライン対応をするものである。</p> <p>実施回数については、「年間30回」と規定され、これに相当する金額を計上した契約金額を定めていたが、実績は19回に留まっており、児童生徒や教員、学校が委託契約に基づく専門的な助言を受ける機会が十分に生かされていない結果であった。</p> <p>本契約は、人権教育課が県立学校から本事業への申込みを受けるスキームであることから、人権教育課において契約で規定する実施回数に応じた申込みを確実に募るべきであった。</p> <p>性的指向・性自認に悩む児童生徒が学校生活だけでなく、将来にわたって安心して社会生活を送ることができるようにするという本事業の目的を達成するため、県立学校が積極的に本委託契約を活用できるよう働きかけ、周知方法の工夫や仕様書の内容を見直すなどの検討をし</p>

			ていただきたい。
--	--	--	----------

<参考：監査結果の報告に添える意見>

次に該当する場合など、県の組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、監査結果の報告に添えて意見を提出する。

- ア 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの
- イ 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの
- ウ その他監査委員が必要と認めるもの

別紙

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、こども政策課、こども支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、産業創造課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国植樹祭推進課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、營繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ＩＣＴ教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化財・博物館課、人権教育課

警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、サイバー対策課、サイバ一検査課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策総務課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、交通総務課、交通指導課、交通検査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部
------	--